

0歳～39歳まで切れ目のない支援に取り組んでいます

子ども・若者総合サポート会議

乳幼時期から成人前期までを一貫してサポートできる体制として、平成26年11月に設置した「村上市子ども・若者総合サポート会議」では、「子ども・若者（保護者も可）の総合相談窓口」を開設しました。

子ども・若者総合相談窓口

じかん 月～金曜日 午前9時～午後4時（木曜日のみ午後5時まで）
（年末年始・祝日を除く）

ところ 青少年健全育成センター（マナボーテ村上内）

でんわ 53-5122

相談電話専用ダイヤル 62-7041

何とかしなくちゃ、どうしたらいいのかわかんない。ここ、からだ、友達、家族、勉強のことなど。悩んだらここにおいでよ。

悩んだらまずここへ

- 問い合わせ 子ども・若者総合サポート会議事務局
福祉課福祉政策室 ☎53-2111（内線232）



児童手当の現況届の提出期限は6月30日(木)です

児童手当を受けている人が、引き続き手当を受給するためには、毎年1回、現況届の提出が必要です。対象となる人には、5月下旬に現況届の用紙を送付しましたので忘れずに提出してください。

※現況届を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなります

※平成28年1月2日以降に村上市に転入した人は、平成28年1月1日現在の住所地で発行する児童手当用の所得証明書（平成28年度）の添付が必要になります

※所得制限があります。詳しくは現況届に同封されたパンフレットをご確認ください



○児童手当の受給手続きをしていない人へ

児童手当は、中学校3年生までの児童を養育している世帯の生計中心者に支給されるもので、受給するには手続きが必要です。対象となる場合でまだ手続きをしていない人は、市役所本庁または各支所地域振興課の窓口で手続きをしてください。児童手当は請求した月の翌月分から支給となります。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑 ・請求者名義の通帳かキャッシュカード ・請求者の保険証
- ・その他必要に応じて提出していただく書類があります

●問い合わせ

福祉課子育て支援室 ☎53-2111（内線243）

荒川支所地域振興課 ☎62-3104

神林支所地域振興課 ☎66-6113

朝日支所地域振興課 ☎72-6887

山北支所地域振興課 ☎77-3113